

人権擁護委員を紹介します

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

令和2年1月1日付けで、2名の方が法務大臣より人権擁護委員に再任されましたのでご紹介します。

【任 期】令和2年1月1日～令和4年12月31日まで（3年間）

●人権電話相談

みんなの人権110番 : 0570-003-110（全国共通）

子ども人権110番 : 0120-007-110（全国共通）

女性の人権ホットライン : 0570-070-810（全国共通）



みつい かきく
▲三井 香菊



すずき かずが
▲鈴木 春日

人権擁護委員の使命

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な権利、すなわち生命、自由及び幸福追求等の権利が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、使命とする。（人権擁護委員法第2条）

犬を飼う時は「犬の登録」を忘れずに

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の子犬は、登録が義務付けられています。新しく犬を飼いだした場合や、飼い主や犬の住所・所在が変わった、登録事項に変更があった場合は、必ずお手続きください。

●犬を新しく飼うとき

【犬の登録申請書】を提出してください。

犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録を行わなければなりません。担当窓口（役場2階⑨番窓口）で手続きを行ってください。犬の身分証となる「鑑札」を交付します。

●飼い犬が死んでしまったとき

【犬の死亡届】を提出してください。

犬が死亡してから30日以内に届け出ることとなっています。

原則的には窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁できない場合は電話でご相談ください。

●引っ越しなど、登録した内容が変わったとき

- 町内での変更……飼い主が町内で転居した場合、または譲渡や飼い主の死亡により所有者が変わった場合も手続きが必要です。
- 転入による変更……町外から犬が転入する場合は、富士見町での登録手続きが必要です。転入前の市町村で交付された鑑札を窓口へお持ちください。
- 転出による変更……転出などで犬の所在地が町外になる場合は、新住所地で犬の登録事項変更届を行ってください。その際は鑑札をお持ちください。

「猫の飼い方講習会」を開催します

問 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 ☎57-2929

猫の習性や正しい飼い方についての講習会です。猫を飼っている方、猫の飼い方に興味のある方、猫の被害に困っている方、どなたでも、お気軽にご参加ください。



- 【日 時】 2月29日(土) 午前10時30分から正午まで
- 【会 場】 諏訪合同庁舎 5階講堂（諏訪市上川1丁目1644-10）
- 【内 容】 (1) 猫の習性と正しい飼い方（60分）
(2) 質疑応答、意見交換（30分）
- 【講 師】 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）職員
※参加費無料。事前申し込み不要です。